

『ジェンダー法学入門〔第2版〕〕〔補遺〕

本書初刷発行(2015年4月)以降に、本書の内容に関する重要な動向があったため、その概要と関連資料を示す。

◆民法733条に関する法改正(本書144頁、152-153頁)

2015年12月16日、最高裁は民法733条に定める再婚禁止期間について、女性にのみ設定される六箇月の再婚禁止期間のうち、100日を超える部分について憲法違反と判断した。この決定を受け、2016年6月、同条は以下のように改正された。

1) 決定の内容

この事案は、夫と離婚後、再婚禁止期間ののちに後夫と再婚した女性が、この再婚につき、女性にのみ六箇月の再婚禁止期間を定めていた民法733条1項の規定の存在ゆえに、望んでいた再婚時期から遅れて成立したとして、①女性について六箇月の再婚禁止期間を定めた民法733条1項(旧)の規定が憲法14条1項及び憲法24条2項に違反することの確認、さらに、②この規定の改廃等の措置をとらなかった立法不作為の違法を理由に、国に対し精神的損害等の賠償の請求、をしたものである。

裁判所は、以下のように判断した。

i) 民法733条の立法目的

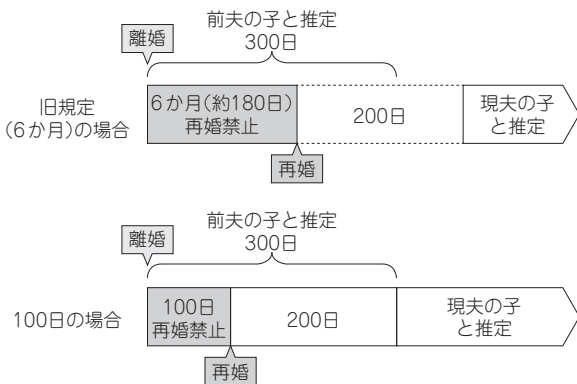
「本件規定の立法目的は、女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解するのが相当であり」、「父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると、このような立法目的には合理性を認めることができる」。

ii) 再婚禁止期間中の100日の部分について

「100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有するものといえることができる」。

iii) 再婚禁止期間中の100日を超える部分について

「本件規定のうち100日超過部分については、民法772条の定める父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということとはできない」。よって、原告の再婚時期において、すでに再婚禁止期間の100日を超える部分については、憲法14条1項、憲法24条2項に違反していた。



2) 法改正の内容

	現行規定 (2016年6月改正)	旧規定 (改正前)
民法 733条	<p>女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合</p> <p>二 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合</p>	<p>女は、前婚の解消又は取消しの日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>2 女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。</p>
民法 746条	<p>第733条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。</p>	<p>第733条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。</p>